

ID: 483

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	予定道路に係る道路内における建築認定(第44条第1項第3号の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第68条の7第4項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 (道路内の建築制限) 第44条 (3) 第43条第1項第2号の道路の上空又は路面下に設ける建築物のうち、当該道路に係る地区計画の内容に適合し、かつ、政令で定める基準に適合するものであつて特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの (予定道路の指定) 第68条の7 4 第1項の規定により予定道路が指定された場合においては、当該予定道路を第42条第1項に規定する道路とみなして、第44条の規定を適用する。 【基準】 根拠条文及び政令第145条第1項の規定による。 (道路内に建築することができる建築物に関する基準等) 第145条 法第44条第1項第3号の政令で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 特定主要構造部が耐火構造であること。 (2) 耐火構造とした床若しくは壁又は特定防火設備のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもので道路と区画されていること。 イ 第112条第19項第1号イ及びロ並びに第2号ロに掲げる要件を満たしていること。 ロ 閉鎖又は作動をした状態において避難上支障がないものであること。 (3) 道路の上空に設けられる建築物にあつては、屋外に面する部分に、ガラス(網入りガラスを除く。)、瓦、タイル、コンクリートブロック、飾石、テラコッタその他これらに類する材料が用いられていないこと。ただし、これらの材料が道路上に落下するおそれがない部分については、この限りでない。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日